

## 女性活躍推進法 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条に基づき、次の通り一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28年 4月 1日～平成 30年 3月 31日までの 2年間

2. 当社の課題 女性管理職の割合が、国が掲げる数値目標に足りていない

3. 内容

目標： 育児休業取得者の中から希望者を対象に、女性管理職との交流会を  
年1回実施する。

4. 取組内容と実施時期

- 平成28年 4月～ これまでの「育休復職経験者との交流サロン(情報交換会)」に「子育て経験のある女性管理職との交流会」を加える事で出産・子育てをしながらキャリア形成していくイメージや意欲を持てるような場を設ける